

議案第105号

芽室町上美生保育所設置条例制定の件

芽室町上美生保育所設置条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町上美生保育所設置条例

(設置)

第1条 保育を要する児童（以下「児童」という。）の福祉増進を図るため、上美生保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
上美生保育所	芽室町上美生4線34番地	50人

(保育時間及び休日)

第3条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、保育時間を伸縮し、又は休日を変更することができる。

(1) 保育時間 午前7時30分から午後7時まで

(2) 休日

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 12月31日及び1月2日から1月5日まで

2 前項に定める休日において、町長は、休日保育を実施することができる。

(入所児童の範囲)

第4条 町長は、第2条に定める定員の範囲内で児童を入所させることができる。

2 町長は、児童が満2歳に達した日の属する月の初日から入所させることができる。

(入所の承認)

第5条 保育所に児童を入所させようとする保護者は、町長の承認を受けなければならない。

(利用者負担額の徴収)

第6条 保育所に入所させた児童の保護者から徴収する利用者負担額は、別表第1のとおりとする。

(費用納付の特例)

第7条 児童が月の途中に入所又は退所した場合の利用者負担額は、前条の規定によ

る金額に、当該月在籍中の開所日数(開所日数が25日を超えるときは25日とする。)を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。

- 2 第2子の児童が保育所に入所している場合の保護者に係る当該月分の利用者負担額は、前条に規定する金額の2分の1の額とし、第3子以降の児童が保育所に入所している場合の保護者に係る当該月分の利用者負担額は、無料とする。

(利用者負担額の減免)

第8条 町長は、特別の理由があると認められるときは、第6条の利用者負担額を減免することができる。

(延長保育の利用者負担額)

第9条 延長保育の提供を受けた児童の保護者は、延長保育の利用者負担額として児童1人につき、30分当たり(30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる。)100円を納付しなければならない。

- 2 延長保育を受けた児童の保護者が、次のいずれかの世帯に属する場合は、延長保育の利用者負担額を無料とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯

(2) 市町村民税非課税世帯であつて、かつ、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(休日保育の利用者負担額)

第10条 第3条第2項の休日保育を実施する保育所において、当該事業の提供を受けた児童の保護者から徴収する利用者負担額は、別表第2のとおりとする。

(利用者負担額の納付)

第11条 保育の提供を受けた児童の保護者は、第6条、第9条及び前条に規定する利用者負担額を指定する期日までに納付しなければならない。

(入所の承認の取消し等)

第12条 町長は、児童又は当該児童の保護者が次のいずれかに該当するときは、保育所の入所の承認を取り消すことができる。

- (1) 児童の入所を認めた理由がなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく児童を1か月以上出席させないとき。
- (3) 児童が伝染性の疾病にかかり、他の入所児童に伝染するおそれのあるとき。
- (4) 保護者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) その他児童の在所を不相当と認めたとき。

(施設の休止)

第 13 条 災害又は感染症の発生により、児童の保育上危険があると認められるときは、町長は、一定の期間を定め保育所を休止することができる。

(職員)

第 14 条 保育所に、次の職員を置く。

所長、保育士、嘱託医

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(芽室町立農村地域保育所条例の廃止)

2 芽室町立農村地域保育所条例（平成 28 年条例第 14 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成 30 年 3 月 31 日以前に、廃止前の芽室町立農村地域保育所条例の規定により受けた入所の承認は、この条例の相当規定により入所の承認を受けたものとみなす。

別表第1（第6条関係）

1 利用者負担額（3歳以上児）

階層	区分	月額	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	3,600	2,610
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割額のみ世帯	11,550	8,400
第4	第1階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	14,020
第5		48,600円以上 69,000円未満	21,600
第6		69,000円以上 84,000円未満	24,300
第7		84,000円以上 114,000円未満	25,650
第8		114,000円以上 146,000円未満	27,000
第9		146,000円以上 193,000円未満	28,720
第10		193,000円以上 229,000円未満	30,410
第11		229,000円以上 331,000円未満	32,100
第12		331,000円以上	33,790

2 利用者負担額（3歳未満児）

階層	区分	月額		
		保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	5,400	3,920	
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割額のみ世帯	13,650	9,920	
第4	第1階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	16,570	12,050
第5		48,600円以上 69,000円未満	24,000	17,450
第6		69,000円以上 84,000円未満	27,000	19,630
第7		84,000円以上 114,000円未満	28,500	20,720
第8		114,000円以上 146,000円未満	30,000	21,810
第9		146,000円以上 193,000円未満	37,820	27,500
第10		193,000円以上 229,000円未満	44,500	32,360
第11		229,000円以上 331,000円未満	61,000	44,360
第12		331,000円以上	80,000	58,180

備考

- この表における児童の年齢計算については、保育所に入所する児童が保育所を利用した日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該

年度中に限り変更しないものとする。

- 2 この表における「均等割額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額（以下「均等割額」という。）をいう。
- 3 この表における「所得割額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額（以下「所得割額」という。）をいう。ただし、所得割額を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 4 保育所を利用する児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その保育の提供を受ける児童と同一世帯に属して生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 5 世帯の階層が、第 2 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）又は第 2 子以降である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児又は障害者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - オ 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 6 ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が 77,100 円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第 1 子を第 2 階層の額とし、第 2 子以降は無料とする。
- 7 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子世帯のうち、婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻していない者について、地方税法第 314 条の 2 第 1 項 8 号及び第 3 項に規定する寡婦（寡夫）控除の特例を準用し、3 により計算された

税額を調整するものとする。

8 1日8時間以上の保育時間を必要とする場合は保育標準時間とし、1日8時間未満の保育時間を必要とする場合は保育短時間とする。

9 別表第1の2の表において、世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、第2子以降の利用者負担額を無料とする。

別表第2（第10条関係）

区分	日額
保育標準時間	円 2,200
保育短時間	1,600

説 明

農村地域保育所6か所の閉所に伴い、芽室町立農村地域保育所条例を廃止し、本条例を新たに制定しようとするものであります。